

賃貸借契約一覧

2026/1/21

物件名 : ベルメゾン

所在地 : 世田谷区船橋二丁目53番19

(単位:円)

No.	部屋番号	用途	状 況	契約者	間取り	面積(m <sup>2</sup> )	面積(坪)	賃 料	共益費	賃料等合計	備考
1	101	住居	入居中	個人	3DK	55.20	16.70	115,000	5,000	120,000	
2	102	住居	入居中	個人	3DK	55.20	16.70	120,000	5,000	125,000	
3	103	住居	入居中	個人	3DK	55.20	16.70	120,000	5,000	125,000	
4	105	住居	入居中	個人	2LDK	66.03	19.97	184,000	5,000	189,000	
5	201	住居	入居中	法人	3DK	66.05	19.98	140,000	5,000	145,000	
6	202	住居	入居中	個人	3DK	55.20	16.70	120,000	2,000	122,000	
7	203	住居	入居中	個人	3DK	55.20	16.70	130,000	5,000	135,000	
8	205	住居	入居中	個人	2LDK	66.05	19.98	140,000	5,000	145,000	
9	301	住居	入居中	法人	4LDK	120.00	36.30	250,000	5,000	255,000	
10	302	住居	入居中	個人	3DK	55.20	16.70	150,000	8,000	158,000	
11	303	住居	入居中	法人	3DK	55.20	16.70	165,000	5,000	170,000	
12	305	住居	入居中	個人	4LDK	117.63	35.58	250,000	5,000	255,000	
13	P1	駐車場	満	個人				25,300		25,300	
14	P2	駐車場	満	法人				22,000		22,000	
合 計								1,931,300	60,000	1,991,300	

- ・ 上記賃貸借契約一覧は、売主から開示された賃貸借契約書等（更新契約等、以後の変更を含む。）を基に作成したものであり、全ての債権債務を表明又は保証するものではなく、売主及び本契約の仲介会社等は、その内容の正確性、合理性及び妥当性（作成日現在におけると将来におけるとを問わず）につき保証せず、また将来の成果を約束するものではありません。
- ・ 上記賃貸借契約一覧の内容と実際の賃貸借状況とに差異が生じた場合には、現況を優先とします。



2025/05/07 13:08 現在の情報です。

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成11年9月22日	不動産番号	0109000478094
所在図番号	余白			
所在	世田谷区船橋二丁目 53番地19			余白
家屋番号	53番19			余白
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造スレート葺4階建	1階	242:83	昭和62年3月20日新築
		2階	244:83	
		3階	244:83	
		4階	103:20	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年9月22日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和62年4月15日 第16222号	所有者 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋清治 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年9月22日
2	所有権移転	平成16年3月31日 第23042号	原因 平成11年7月24日相続 共有者 世田谷区船橋二丁目12番6号ベルメゾン301 持分2分の1 菊池千恵子 世田谷区船橋二丁目12番6号ベルメゾン305 2分の1 佐藤由利子
3	共有者全員持分全部移転	令和2年2月20日 第7549号	原因 令和2年2月20日売買 所有者 東京都中央区日本橋浜町三丁目19番3号 株式会社ムゲンエステート
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和2年6月9日 第27238号	原因 令和2年5月11日本店移転 本店 東京都千代田区大手町一丁目9番7号
4	所有権移転	令和2年11月30日 第58319号	原因 令和2年11月30日売買 所有者 東京都新宿区西新宿一丁目22番2号 ミサワホーム不動産株式会社
5	所有権移転	令和6年6月10日 第30851号	原因 令和6年6月10日売買 所有者 東京都目黒区大橋一丁目5番1号 BRAND株式会社 会社法人等番号 0110-01-154969

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和62年8月11日 第35531号	原因 昭和62年5月21日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1億円 利息 年5・25% 但し、昭和72年5月21日から年6・15% 損害金 年14・5% 年365日日割計算 連帯債務者 港区新橋四丁目6番15号 財団法人首都圏不燃建築公社 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋清治 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋俊夫 抵当権者 文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 株式会社第一勧業銀行) 共同担保 目録(注)第847-901号

			順位1番の登記を移記
2	抵当権設定	昭和62年8月11日 第35532号	原因 昭和61年8月30日建物譲渡契約による残債務昭和62年3月26日設定 債権額 金1億円 利息 年5・25% 但し、昭和72年3月26日から年6・15% 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 連帯債務者 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋清治 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋俊夫 抵当権者 港区新橋四丁目6番15号 財団法人首都圏不燃建築公社 共同担保 目録(注)第849-901号 順位2番の登記を移記
3	根抵当権設定	昭和62年8月11日 第35534号	原因 昭和62年3月26日設定 極度額 金7,000万円 債権の範囲 銀行取引手形債権 小切手債権 債務者 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋清治 根抵当権者 千代田区有楽町一丁目1番2号 株式会社三井銀行 (取扱店 経堂支店) 共同担保 目録(注)第851-901号 順位3番の登記を移記
付記1号	3番根抵当権移転	平成16年3月22日 第18795号	原因 平成13年4月2日株式会社三井住友銀行合併 平成15年3月17日合併 根抵当権者 千代田区有楽町一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年9月22日
4(あ)	抵当権設定	平成16年3月31日 第23043号	原因 平成16年3月31日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,700万円 利息 年2・500% 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 世田谷区船橋二丁目12番6号ベルメゾン301 菊池千恵子 抵当権者 品川区西五反田七丁目2番3号 城南信用金庫 共同担保 目録(注)第1545号
4(い)	抵当権設定	平成16年3月31日 第23043号	原因 平成16年3月31日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,700万円 利息 年2・500% 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 世田谷区船橋二丁目12番6号ベルメゾン305 佐藤由利子 抵当権者 品川区西五反田七丁目2番3号 城南信用金庫 共同担保 目録(注)第1546号
5	3番根抵当権抹消	平成16年4月6日 第24620号	原因 平成16年4月5日解除
6	2番抵当権抹消	平成16年4月22日 第28921号	原因 平成16年4月5日弁済
7	1番抵当権抹消	平成16年4月22日 第28922号	原因 平成16年4月5日弁済
8	4番(あ)、4番(い)抵当権抹消	令和2年2月20日 第7548号	原因 令和2年2月20日弁済
9	抵当権設定	令和2年2月20日 第7550号	原因 令和2年2月20日金銭消費貸借 令和2年2月20日設定 債権額 金2億1,000万円 利息 年1・475% (年365日の日割計算) 損害金 年14% 債務者 東京都中央区日本橋浜町三丁目19番3号 株式会社ムゲンエステート 抵当権者 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号 農林中央金庫 共同担保 目録(注)第786号

10	9番抵当権抹消	令和2年11月30日 第58318号	原因 令和2年11月30日解除
11	抵当権設定	令和6年6月10日 第30871号	原因 令和6年6月10日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4億4,220万円 利息 年2・80% (1年365日 (閏年は366日) とする日割計算とします。) 損害金 年15・0% 債務者 東京都目黒区大橋一丁目5番1号 BRAND株式会社 抵当権者 東京都千代田区一番町5番地 Fintertech株式会社 共同担保 目録(*)第1623号

共同担保目録			
記号及び番号	(*)第1623号	調製	令和6年6月10日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	世田谷区船橋二丁目 53番19の土地	12	余白
2	世田谷区船橋二丁目 53番地19 家屋番号 53番19の建物	11	余白

- \* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2025/05/07 11:51 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)		調製	平成11年9月22日	不動産番号	0109000477647
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	世田谷区船橋二丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
53番19	宅地	508:49		余白	
余白	余白	395:86		③53番19、同番38に分筆 〔昭和50年1月31日〕	
余白	余白	508:48		③53番38を合筆 〔昭和54年10月11日〕	
余白	余白	236:91		③53番19、同番42、同番43に分筆 〔昭和54年10月11日〕	
余白	余白	509:12		③53番42、同番43を合筆 〔昭和61年4月16日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年9月22日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和61年4月15日 第14657号	所有者 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋清治 順位9番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年9月22日
2	所有権移転	平成16年3月31日 第23041号	原因 平成11年7月24日相続 共有者 世田谷区船橋二丁目12番6号ベルメゾン3 01 持分2分の1 菊池千恵子 世田谷区船橋二丁目12番6号ベルメゾン3 05 2分の1 佐藤由利子
3	共有者全員持分全部移転	令和2年2月20日 第7549号	原因 令和2年2月20日売買 所有者 東京都中央区日本橋浜町三丁目19番 3号 株式会社ムゲンエステート
付記1号	3番登記名義人住所変更	令和2年6月9日 第27238号	原因 令和2年5月11日本店移転 本店 東京都千代田区大手町一丁目9番7号
4	所有権移転	令和2年11月30日 第58319号	原因 令和2年11月30日売買 所有者 東京都新宿区西新宿一丁目22番2号 ミサワホーム不動産株式会社
5	所有権移転	令和6年6月10日 第30851号	原因 令和6年6月10日売買 所有者 東京都目黒区大橋一丁目5番1号 B R A N D 株式会社 会社法人等番号 0110-01-1549 69

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和61年12月20日 第53301号	原因 昭和61年12月19日設定 極度額 金7,000万円 債権の範囲 銀行取引手形債権 小切手債権 債務者 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋清治 根抵当権者 千代田区有楽町一丁目1番2号 株式会社三井銀行 (取扱店 経堂支店) 共同担保 目録(注)第851-901号 順位19番の登記を移記
4			

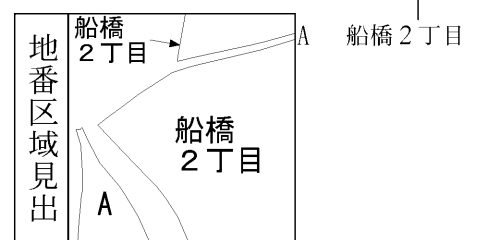
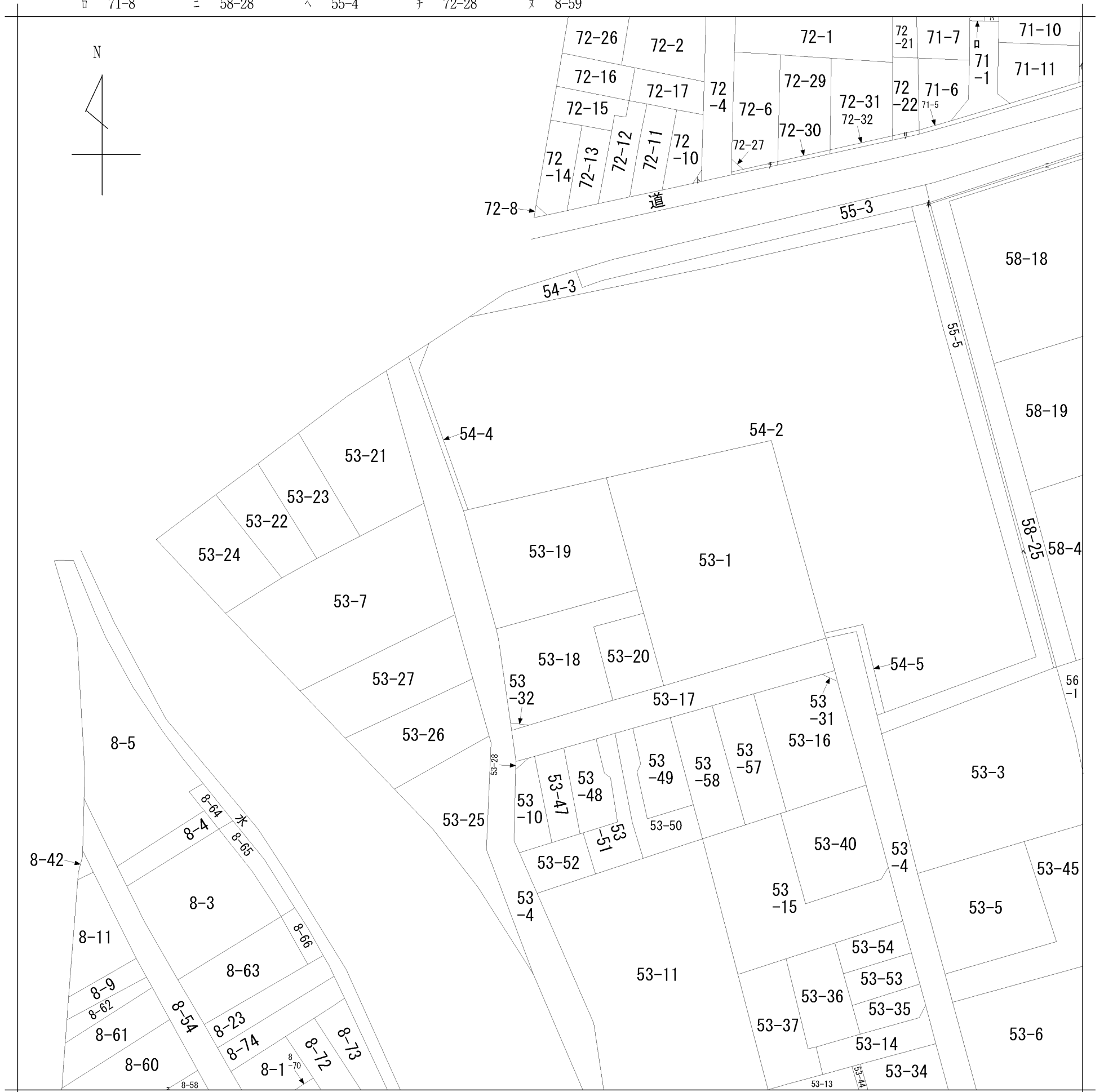
付記1号	1番根抵当権移転	平成16年3月22日 第18795号	原因 平成13年4月2日株式会社三井住友銀行合併 平成15年3月17日合併 根抵当権者 千代田区有楽町一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行
2 4	抵当権設定	昭和62年8月11日 第35531号	原因 昭和62年5月21日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1億円 利息 年5・25% 但し、昭和72年5月21日から年6・15% 損害金 年14・5% 年365日日割計算 連帯債務者 港区新橋四丁目6番15号 財団法人首都圏不燃建築公社 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋清治 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋俊夫 抵当権者 文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 株式会社第一勧業銀行) 共同担保 目録(注)第847-901号 順位22番の登記を移記
3 4	抵当権設定	昭和62年8月11日 第35532号	原因 昭和61年8月30日建物譲渡契約による 残債務昭和62年3月26日設定 債権額 金1億円 利息 年5・25% 但し、昭和72年3月26日から年6・15% 損害金 年14・5% 年365日日割計算 連帯債務者 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋清治 世田谷区粕谷一丁目12番15号 本橋俊夫 抵当権者 港区新橋四丁目6番15号 財団法人首都圏不燃建築公社 共同担保 目録(注)第849-901号 順位23番の登記を移記
4	1番、2番、3番順位変更	昭和62年8月11日 第35533号	原因 昭和62年8月11日合意 第1 2番抵当権 第2 3番抵当権 第3 1番根抵当権 順位24番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年9月22日
5(あ)	抵当権設定	平成16年3月31日 第23043号	原因 平成16年3月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金3,700万円 利息 年2・500% 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 世田谷区船橋二丁目12番6号ベルメ ゾン301 菊池千恵子 抵当権者 品川区西五反田七丁目2番3号 城南信用金庫 共同担保 目録(注)第1545号
5(い)	抵当権設定	平成16年3月31日 第23043号	原因 平成16年3月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金3,700万円 利息 年2・500% 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 世田谷区船橋二丁目12番6号ベルメ ゾン305 佐藤由利子 抵当権者 品川区西五反田七丁目2番3号 城南信用金庫 共同担保 目録(注)第1546号
6	1番根抵当権抹消	平成16年4月6日 第24620号	原因 平成16年4月5日解除
7	3番抵当権抹消	平成16年4月22日 第28921号	原因 平成16年4月5日弁済
8	2番抵当権抹消	平成16年4月22日 第28922号	原因 平成16年4月5日弁済
9	5番(あ)、5番(い)抵当権抹消	令和2年2月20日 第7548号	原因 令和2年2月20日弁済
10	抵当権設定	令和2年2月20日	原因 令和2年2月20日金銭消費貸借

		第7550号	令和2年2月20日設定 債権額 金2億1,000万円 利息 年1・475% (年365日の日割計算) 損害金 年1.4% 債務者 東京都中央区日本橋浜町三丁目19番3号 株式会社ムゲンエステート 抵当権者 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号 農林中央金庫 共同担保 目録(☐)第786号
11	10番抵当権抹消	令和2年11月30日 第58318号	原因 令和2年11月30日解除
12	抵当権設定	令和6年6月10日 第30871号	原因 令和6年6月10日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4億4,220万円 利息 年2・80% (1年365日(閏年は366日)とする日割計算とします。) 損害金 年15・0% 債務者 東京都目黒区大橋一丁目5番1号 B R A N D 株式会社 抵当権者 東京都千代田区一番町5番地 F i n t e r t e c h 株式会社 共同担保 目録(※)第1623号

共同担保目録				
記号及び番号	(※)第1623号		調製	令和6年6月10日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備	
1	世田谷区船橋二丁目 53番19の土地	12	余白	
2	世田谷区船橋二丁目 53番地19 家屋番号53番19の建物	11	余白	

- \* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

イ 71-13    ハ 71-9    ホ 55-6    ト 72-18    リ 72-20  
 ロ 71-8    ニ 58-28    ヘ 55-4    チ 72-28    ヌ 8-59



請求部分	所在	世田谷区船橋二丁目				地番	53番19			
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図		
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項						